無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年三月一日

一、墳墓等所在地　大阪府豊中市庄内東町六丁目九三番地の二

一、墳墓等の名称　豊中市大字牛立共有墓地　二二番村田家之墓、二三番不詳、五〇番玉井家之墓、五一番不詳、八四番中井家之墓の区画

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府豊中市庄内西町五丁目一八番五号　牛立共有墓地管理人　辻　治男

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ソリューションパートナーズ　東京都千代田区神田小川町三丁目六番地

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年三月一日

東京都千代田区神田小川町三丁目六番地
株式会社ソリューションパートナーズ
代表取締役　石垣　正巳

任意清算公告

当社は、平成二十四年二月二十九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月一日

名古屋市西区上名古屋三丁目八番一六号
合資会社柴田建材店
代表社員　柴田　米生

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月一日

愛知県知多郡東浦町森岡字藤後二七―一一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号

小塚建設株式会社　名古屋市東区筒井二―二―二七　普通株式一〇株　〇一〇一一

〃　〃　普通株式一〇株　〇一〇一二

〃　〃　普通株式一〇株　〇一〇一三

〃　〃　普通株式一〇株　〇一〇一四

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月一日

和歌山県海南市船尾三九六番地
株式会社和歌山海南地方産業情報センター
代表取締役　坂本　寛章

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数

海南インテリジェント産業団地組合　和歌山県海南市日方一二九四　普通株式　一四・二〇株

池博漆器　和歌山県海南市黒江六六九　普通株式　〇・四一株

株式会社町省　和歌山県海南市黒江一三一六　普通株式　〇・四一株

楠林宗雄商店　和歌山県海南市岡田二三一〇　普通株式　〇・四一株

ハルサクラフト　和歌山県海南市岡田二七八の七　普通株式　〇・四一株

有限会社やまじ　和歌山県海南市岡田漆器卸町三の四　普通株式　〇・四一株

岩田産業株式会社　和歌山県海南市岡田四二八　普通株式　〇・〇一株

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年３月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①エムワントラベル　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―655号　④エムワントラベル　栃木県大田原市川田89番地　石井松一　⑤エムワントラベル　栃木県大田原市川田89番地　⑥平成20年５月30日　⑧平成24年２月２日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県大田原市川田89番地　エムワントラベル　石井松一

B　①友企トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3381号　④友企トラベル　東京都足立区入谷一丁目５番２―103　⑥平成６年10月25日　⑧平成24年１月31日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区入谷一丁目５番２―103号　友企トラベル　森野のぶ子